

○ とどいたら、まず、とじましょ

○

# 町報 周垣

場 順  
所役者 田  
行町任深  
堺 費町長  
岡垣



## 公社の案内

「こんななかたがたのために」

- 農地を買いたいが、資金は足りない、売手もわからない。
- 農地を貸したいが、「いざ」という時に返してもらえないのでは。
- 農地を換えたいが、適当な人が見あたらない。
- 農地を転用したいが、相談するところが……。

「次のような事業を行ないます。」

- (1) 手間がはぶけます……土地取得の相手方や供給先は公社が選びます。
- (2) 契約や登記などは公社がお世話します……土地の権利関係の手続きや、登記の手続き等は、公社でおこないます。
- (3) 安全です……お世話は、當利を目的としない公益法人だからです。
- (4) 安心です……10年以上の小作契約を結んだ人は、10年間の耕作が保証されます。
- (5) 慶期で低利の資金が借れます……農地取得資金が一戸当たり四〇〇万円まで優先的に借りられます。

- 農用地等の売買……離農や経営を縮小する人の優良農地を買入れて、自立志向農家に売ります。
- 農用地等の賃貸借……離農や經營を縮小する人の農地を借受けて自立志向家に貸します。
- 農用地等の改良造成……農地の生産性を高めるための改良や、未墾地を開拓して農地をつくります。また、畜産用地の造成供給も行なっています。
- その他事業……その他農業構造改善事業に役立つための農村住宅、工業導入、近代化施設、環境整備等の事業を行ないます。

「公社を利用されるとこんな利益があります。」

### 一、児童手当制度とは

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであります。家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることができます。

このための施策のひとつとして児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度が、昭和四十七年一月から発足することになりました。

この制度は、国・都道府県・市区町村と事業主が費用を持ちあい児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健健全育成・資質向上をはかることを目的としています。

○ 土地を貸した人……前払小作料は臨時所得として、平均課税扱いとなり、税金が安くなります。

(6) 税金の優遇措置が行なわれます。土地を売った人……譲渡所得税の控除額が百万円から百五〇万円に引き上げられます。買換える場合は税金がかかりません。

昭和四十七年一月から  
が 50,000 から 6,000 に下がります  
が 1,000 から 6,000 に下がります

手書き等……詳しくは農業委員会・農協等でお尋ね下さい。  
岡垣町農業委員会

## 児童手当制度実施

### 家庭と子どものしあわせのために

る人は

児童手当は、日本国内に仕所がある日本国民が、次の要件にあつてはまっているときに支給されます

- (1) 十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前（当初は五歳未満）の児童であること。
- (2) その人の前年の収入が、一定の額（扶養親族が五人の場合一百万円）に満たないこと。

なむ、この児童手当は、各種の福祉年金が児童扶養手当などを受けている人でも支給されます

三、児童手当の月額は

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前（当初は五歳未満）のもの一人

につき三、〇〇〇円です。

当初の支給額額例

(△)の数が三、〇〇〇円にかかる数になります。

児童が八歳、七歳、△四歳△、

△三歳△の四人の場合

三、〇〇〇円×二廿六、〇〇〇円

児童が十六歳、十歳、七歳、△四歳△の四人の場合

三、〇〇〇円×一廿三、〇〇〇円

児童が四歳、三歳、△一歳△の三人の場合

三、〇〇〇円×一廿三、〇〇〇円

児童手当を受けるための手続きは

三人の場合は、町長に認定請求書を提出しなければなりません。

四、児童手当を受けるための手続きは

五、児童手当の支給を受けるために手続きは

六、児童手当の支給を受けるために手続きは

七、児童手当の支給を受けるために手続きは

八、児童手当の支給を受けるために手続きは

九、児童手当の支給を受けるために手続きは

十、児童手当の支給を受けるために手続きは

十一、児童手当の支給を受けるために手続きは

十二、児童手当の支給を受けるために手続きは

十三、児童手当の支給を受けるために手続きは

十四、児童手当の支給を受けるために手続きは

十五、児童手当の支給を受けるために手続きは

十六、児童手当の支給を受けるために手続きは

十七、児童手当の支給を受けるために手続きは

十八、児童手当の支給を受けるために手続きは

十九、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十一、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十二、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十三、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十四、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十五、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十六、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十七、児童手当の支給を受けるために手続きは

二十八、児童手当の支給を受けるために手続きは



## 国民年金制度のあらまし

### 一、必ず加入する人

厚生年金や共済組合の年金などに全額免除のない人で二十才から六十才までの人は必ず加入しなければなりません。

二、自分の意思で加入できる人

配偶者が厚生年金や共済組合の年金に加入している人又は老令年金や恩給を受けている人及びその配偶者と大学などの学生で二十才以上六十才未満の人は任意加入となつております。

三、保険料はいくらか

(+) 定額保険料

加入した人は一ヶ月につき四百五十円で昭和四十七年七月から五百五十円となつております。

(+) 所得比例保険料

て老年年金を余分に受けようと思ふ人と農業者年金に加入した人は一ヶ月三百五十円の保険料を納め定額部分と合せ八百円となります

四、保険料の免除

(+) 必ず免除となる人

五、児童手当の支給

児童手当は、町長が文給を受けた資格があると認定した人に付して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。

六、住戸氏名変更

(+) 老令年金

加入した人は一ヶ月につき四百五十円で昭和四十七年七月から五百五十円となつております。

(+) 死亡一時金

死亡したときにはその旨を届出することになつておきます。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給されます。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給されます。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給されます。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給されます。

## 恩給法及び戦傷病者戦没者遺族援護法一部改正

届出下さい。  
口申請をして免除となる人  
の生活扶助などは受けてないが  
保険料を納めることが困難な人は  
申請書を出して免除を受けること  
ができます。これは毎年申請をし  
なければなりません。

一、必ず加入する人  
厚生年金や共済組合の年金など  
に全額免除のない人で二十才から  
六十才までの人は必ず加入しなけ  
ればなりません。

二、自分の意思で加入できる人  
配偶者が厚生年金や共済組合の  
年金に加入している人又は老令年  
金や恩給を受けている人及びその  
配偶者と大学などの学生で二十才  
以上六十才未満の人は任意加入と  
なります。

三、保険料はいくらか  
(+) 定額保険料

加入した人は一ヶ月につき四百  
五十円で昭和四十七年七月から五  
百五十円となつております。

(+) 所得比例保険料

て老年年金を余分に受けようと思  
ふ人と農業者年金に加入した人は一  
ヶ月三百五十円の保険料を納め定  
額部分と合せ八百円となります

四、保険料の免除

(+) 必ず免除となる人

五、児童手当の支給

児童手当は、町長が文給を受けた  
資格があると認定した人に付して、  
昭和四十七年の一月分と二月分を三  
月に支払います。

六、住戸氏名変更

(+) 老令年金

加入した人は一ヶ月につき四百  
五十円で昭和四十七年七月から五  
百五十円となつております。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給さ  
れます。

定めた期間保険料を納めていたり  
免除を受けている妻が夫を亡くし  
十八才未満の子供を養っていると  
きに受けられます。

一、必ず加入する人  
厚生年金や共済組合の年金など  
に全額免除のない人で二十才から  
六十才までの人は必ず加入しなけ  
ればなりません。

二、自分の意思で加入できる人  
配偶者が厚生年金や共済組合の  
年金に加入している人又は老令年  
金や恩給を受けている人及びその  
配偶者と大学などの学生で二十才  
以上六十才未満の人は任意加入と  
なります。

三、保険料はいくらか  
(+) 定額保険料

加入した人は一ヶ月につき四百  
五十円で昭和四十七年七月から五  
百五十円となつております。

(+) 所得比例保険料

て老年年金を余分に受けようと思  
ふ人と農業者年金に加入した人は一  
ヶ月三百五十円の保険料を納め定  
額部分と合せ八百円となります

四、保険料の免除

(+) 必ず免除となる人

五、児童手当の支給

児童手当は、町長が文給を受けた  
資格があると認定した人に付して、  
昭和四十七年の一月分と二月分を三  
月に支払います。

六、住戸氏名変更

(+) 老令年金

加入した人は一ヶ月につき四百  
五十円で昭和四十七年七月から五  
百五十円となつております。

(+) 死亡時金

死亡したときにその遺族に支給さ  
れます。

(+) 死亡時金

本年十月一日から次のような恩  
給や年金などが支給されるようにな  
りましたので、なるべく早目に  
役場民謡にお尋ねください。

一、旧軍人等の特例傷病恩給  
大東亜戦争(昭和十六年十二月  
八日)以降内地、朝鮮、台湾、関  
東州などで職務に関連して負傷し  
たり、病気にかかつて一定限度(一  
第五級症)以上の障害がある者に  
支給(公務傷病年額の5/10相当  
額)(新設)

二、旧軍人等の次の加算年(戦地  
外職務加算、各種職務加算年)を  
新しく認めて恩給を支給

(1) 戰地外職務加算  
ア、航空基地職務加算  
イ、増給、點切、居残食料支給指  
定部隊勤務者

ウ、直接防衛に関する勤務従事者  
(2) 追限、不健康地勤務加算  
ア、追限、不健康地勤務加算

イ、各種職務加算  
(3) 航空勤務加算  
(4) 戰車勤務加算  
(5) 潜水艦勤務加算  
(6) 不健康業務加算  
(7) 遠洋航海艦隊勤務加算  
(8) 三、旧軍人等の一時恩給支給  
引続く実在職三年以上七年未満

の下士官以上（下士官以上の在職年が一年以上）の者に支給されることとなつた。

四、外國政府職員等抑留等の期間

(1)外國政府職員等は昭和二十年八月八日まで在職していた者は全期間を、又引き続き海外に抑留等された金期間も通算して恩給を支給することになった。

(2)戦犯としての拘禁期間を通算して恩給を支給することになった。

五、遺族援護法の一部改正

(1)支那事変中に内地等で勤務に関連して死亡した軍人、準軍人の遺族に遺族年金を支給する。

(2)大東亜戦争（昭和十六年十二月八日）以後に内地等で勤務に関連して死亡した軍人（文官）軍属准軍属の遺族に弔慰金、遺族年金等を支給する。

(3)軍人恩給復活當時六十才未満であった軍人の父母等に遺族年金（七千円）を支給する（恩給法で扶養加給されているものは除く）。

(4)軍人軍属（元軍人軍属を含む）が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって受傷り病により死亡した場合、その遺族に弔慰金遺族年金を支給する。

(5)入管途上又は復員後帰郷途上において死亡した者の遺族に特別支出金十万円を支給する。

(6)夫に対する遺族年金等の支給条件が緩和され支給される。

◎障害年金、障害一時金

(7)軍人（文官）軍属が事変地に於いて、公務傷病とみなされる傷病の範囲を第三款症から第五款症まで拡大して傷害年金を支給することになった。

(8)特例障害年金（障害一時金）の支給（新設）

大東亜戦争（昭和十六年十二月八日）以降内地等で勤務に関連して負傷やり病した軍人（文官）軍属（準軍属）に特例障害年金（障害一時金）を支給することになった（公務障害年金（一時金）の7.5-10額）。

左記の特別給付金は今回の改正により次の該当者に本年十月一日から支給されます。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金（二十万円）

(1)満洲開拓青年義勇隊員の妻で昭和四十五年十月一日に遺族給与金を受けた者

(2)事変地、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の妻で昭和四十年五月一日に遺族年金を受けた者

(3)軍人軍属（元軍人軍属を含む）が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって受傷り病により死亡した場合、その遺族に弔慰金遺族年金を支給する。

(4)入管途上又は復員後帰郷途上において死亡した者の遺族に特別支出金十万円を支給する。

(5)夫に対する遺族年金等の支給条件が緩和され支給される。

(6)夫に対する遺族年金等の支給

三、戦没者の父母等に対する特別給付金（十萬円）

## 黒山地区の地籍簿の閲覧告示!!

### 国 土 調 査

(1)満洲開拓青年義勇隊員の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族給与金を受け、死亡者の死亡当时から本年九月三十日までに子も孫もできなかつた者

(2)事変地、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受け死亡者の死亡当时から本年九月三十日までに子も孫もできなかつた者

(3)軍人軍属の父母等に遺族年金もいなかつた者、または死亡者の死亡当时同じ氏の子も孫もなく本年九月三十日までに同じ氏の子も孫もできなかつた者

(4)旧金鈴勳章一時賜金受給者の銀杯贈呈

満洲事変までの旧金鈴勳章年金授与者には金十萬円が支給「旧勳章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）」されましたが、昭和十五年四月二十九日付で金鈴勳章を授与された者には但し、十一月十六日より十九日迄と二十二日は東黒山公民館、十一月二十四日から二十六日迄と二十九日は西黒山公民館にて出張閲覧します。

四、閲覧時間

期間中毎日九時より十七時迄

五、閲覧の結果、誤り等の申し立ては、書面によることになつてますので、申立用紙は閲覧の場所で交付します。企画振興課

三、助成方法

受診者は従来通り一應医院の口で負担金（三割）を支払い町は三箇月以内にその支払金額を対象者に助成金として支給する

四、その他

①助成金は県と町が各々負担するものである。

不明の点は民生課に問合せて下さい。

◎地籍調査実施に際しましては、昭和四十六年度、吉木地区国土委員及び関係者の御協力により、調査は、皆様の御協力を得て順調に進んでおります、十月（先月）に完了をしていること、感謝いたしております。

二、閲覧期間

昭和四十六年十一月十五日より昭和四七年十二月四日まで（二ヶ月間）

三、閲覧の場所

岡垣町役場にて

一、条件

①当町に三箇月以上居住していること

②満年令七十才以上の国民健保加入者である事

③第三者行為による負傷や病ではないこと

二、実施期日

十月一日受診分より

三、実施期日

十月一日受診分より

四、その他の

①助成金は県と町が各々負担するものである。

不明の点は民生課に問合せて下さい。

## 社会福祉協議会へ

香典返しとして御賛附有難う  
御座います。

記

- 一、高倉区 故早川勇殿 50才 昭和46、8、12死亡
- 一、戸別区 故大村孝幸殿 17才 昭和46、8、21死亡
- 一、新海老津区故岩崎一樹殿 59才 昭和46、8、29死亡
- 一、吉木区 故山形利雄殿 74才 昭和46、9、14死亡
- 一、吉木区 故長谷川周三郎殿 80才 昭和46、9、24死亡
- 一、吉木区 故小田兵一殿 82才 昭和46、10、13死亡
- 一、小田 勝殿より
- 一、山田区 故池添国治殿 28才 昭和46、10、15死亡
- 一、波津区 故佐藤五郎殿 70才 昭和46、9、16死亡
- 一、高倉区 故吉田マキ殿 91才 昭和46、9、29死亡

吉田紀九朗殿より  
吉木区 故田中ミ子殿 82才  
昭和46、10、7死亡

田中 実殿より

## 社会福祉協議会へ寄附

- 一、岡垣町商工会青年部殿より 盆踊り大会 御花寸志として
- 一、吉木青年団殿より 盆踊り大会 御花寸志として

## 肢体不自由児高校 奨学生採用要綱

- | 1 捨学金 年額10,000円 | 2 返済義務 返済の義務なし | 3 募集期間 11月10日～12月10日まで | 4 応募資格 日本国籍を有し、身体障害者手帳を所持する障害程度第一級から第五級までの肢体不自由児で |
|-----------------|----------------|------------------------|---|
| 長谷川勝殿より         | 吉木区 故山形利雄殿 74才 | 昭和46、9、14死亡            | 吉木区 故長谷川周三郎殿 80才                                  |
| 吉木区 故小田兵一殿 82才  | 吉木区 故小田兵一殿 82才 | 吉木区 故池添国治殿 28才         | 吉木区 故池添国治殿 28才                                    |

日本国籍を有し、身体障害者手帳を所持する障害程度第一級から第五級までの肢体不自由児で

- | 1 中込期限 昭和四十六年十一月十日午後五時まで | 2 中込先 遠賀郡芦屋町役場内 芦屋町ほか三カ町環境衛生施設組合宛 | 3 提出書類○職員受験申込書一部(写真貼付) 各町衛生係に用紙があります | 4 ○履歴書一部(自筆職務内容及び取得資格等くわしく)様 式は市販されているものでよい。写真貼布の必要なし。 |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 吉木区 故小田兵一殿 82才           | 吉木区 故小田兵一殿 82才                    | 吉木区 故池添国治殿 28才                       | 吉木区 故池添国治殿 28才   |

これに対し決算額は成人四六七七九九千円、歳出、四三八、一五七千円、歳入歳出差引残額、二九、六四三千円実質単年度収支一、四一三千円

II 収入の状況 ○昭和四十五年度の一般会計の収入状況は別表の通りである。

①町民税 三六、三八二千円

②固定資産税 四〇、三八八千円

③軽自動車税 三、六八〇千円

④たばこ消費税一六、六〇七千円

⑤電気ガス税 七、五七三千円

⑥木材引取税 三一八千円

⑦義務教育費国庫負担金 一、〇七五千円

⑧義務教育学校施設開墾中職業整備補助金 九四二千円

⑨雇用調整者緊急就労対策事業補助金 一一、三三九千円

⑩雇用調整者緊急就労対策事業補助金 一〇年金事務交付金一、八二二千円

⑪年金事務交付金一、八二二千円

⑫沿岸漁業構造改善対策事業補助金 一、二二〇千円

⑬農業施設災害復旧事業費 一、二二〇千円

⑭補助金 一二、二二五円

- 2、受験資格 昭和四十六年十二月末日現在で十八才以上三十五才未満学歴は問わない。

※内容については一部変更になります。  
又は各町の衛生係にお問い合わせ下さい。

①地方交付税一七六、一一〇千円  
②交通安全対策特別交付金 一七二千円  
③収入額の主なものは次の通り  
④保育料 三、六五七千円  
⑤戸籍等手数料 一、三六五千円  
⑥徴税等特例料その他一五四千円  
⑦国の支出金で収入された主なものは次の通り

## 岡垣町財政事情

◎地方自治法第二四三条の三及び岡垣町財政事務情書の作成及び公表に関する条例第二条の規定により岡垣町財政状況を次の通り公表する。

- ①町道改修事業補助金 四、三五三千円
- ②体育施設ブール設置補助金 三、八〇一千円
- ③障害防止事業補助金 一、五九〇千円
- ④児童保護措置補助金 四、〇〇〇千円
- ⑤消防施設整備事業補助金 一、五九〇千円
- ⑥社会教育公民館施設補助金 一、〇五九千円
- ⑦義務教育費国庫負担金 一、〇七五千円
- ⑧義務教育学校施設開墾中職業整備補助金 九四二千円
- ⑨雇用調整者緊急就労対策事業補助金 一一、三三九千円
- ⑩雇用調整者緊急就労対策事業補助金 一〇年金事務交付金一、八二二千円
- ⑪年金事務交付金一、八二二千円
- ⑫沿岸漁業構造改善対策事業補助金 一、二二〇千円
- ⑬農業施設災害復旧事業費 一、二二〇千円
- ⑭補助金 一二、二二五円

遠賀郡の四町共同で建設するごみ処理焼却場(芦屋町大君)の職員をつぎのとおり募集します。

- 1、募集内容 一、職種と採用予定人員 労務職員 若干名
- 2、給与興等 身分=地方公務員 当組合職員の給与条例による

昭和45年度町税住民負担状況表

別表(2) 目的別歳出内訳(単位千円)

別表(1) 昭和45年度一般会計収入支出状況表

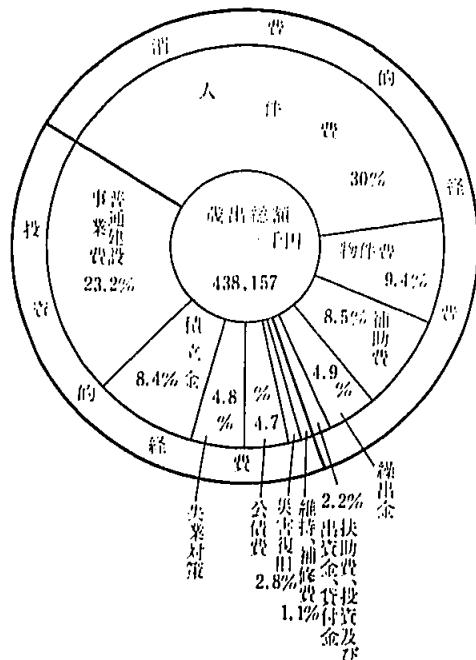
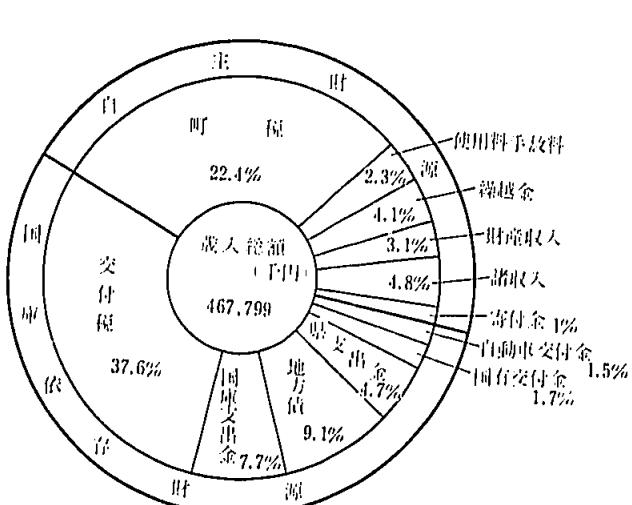
（川版重印）

昭和46年度一般会計補正予算 (単位千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	1. 町議会費	18,299	350	18,649
	1. 給務費			
	2. 微税費			
2. 総務費	3. 簿記登録費	89,996	7,065	97,061
	4. 運計調査費			
	5. 統計費			
	6. 企画費			
3. 民生費	1. 社会福祉費	47,699	1,774	49,473
	2. 児童救助費			
	4. 衛生費			
4. 衛生費	1. 保健衛生費	29,464	1,179	30,643
	2. 清掃費			
5. 農林水産業費	1. 農業対策費	14,565	5,822	20,387
	2. 農業費	22,116	9,805	31,921
6. 土木費	2. 道路橋梁費	36,702	6,805	43,507
	3. 河川宅			
7. 消防費	4. 住			
8. 教育費	1. 消防費	22,978	276	23,254
	2. 小学校費	236,742	1,119	237,861
	3. 中学校費			
9. 災害復旧費	1. 農業施設災害復旧費	7,098	6,991	14,089
	3. 災害復旧費			
合計		569,398	41,186	610,584

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税	1. 町民税	105,879	19,103	124,982
	2. 固定資産税			
4. 地方公付税	1. 地方公付税	167,033	4,401	171,434
	6. 分担金及負担金			
8. 国庫支出金	1. 国庫補助金	107,005	1,000	108,005
	2. 県補助金			
9. 县支出金	1. 委託金	12,945	11,768	24,713
	3. 委託金			
14. 諸収入	4. 諸収入	17,233	913	18,146
15. 町債	1. 町債	76,400	2,900	79,300
合計		569,398	41,186	610,584



議案第七〇号  
岡垣町中学校講堂防震鉄筋改築工事請負契約について  
契約金額 四、八九八万円

議案第六九号  
議員評議委員の選任について

議案第六八号  
岡垣町道路線敷地の一部廃止について  
工 期 昭和46年4月1日  
契約相手方 小西建設株式会社  
開催場所 岡垣町大字海老津  
開催日時 昭和47年1月20日

第三回定期議会は九月十六日招集され会期は九月三十日まで十五日間と決定、次の議案が可決された  
議案第六七号  
雇用離職者緊急就労対策事業請負契約について  
契約金額 一四、七三三千円  
開催場所 岡垣町大字海老津  
開催日時 昭和46年4月1日  
契約相手方 小西建設株式会社  
開催日時 昭和47年1月20日

議会云々

契約の相手方	北九州市八幡区 村上工務店	昭和四六年度岡垣町一般会計補 正予算(第二号)
工 期	昭和47年1月31日	昭和46年8月10日
議案第七一号	岡垣町中央公民館防音新築工事	議案第七八号
請負契約について	岡垣町はか三ヶ町火葬場	議案第七九号
契約金額	八、三二〇万円	組合議会議員の選舉について
契約の相手方	福岡市赤坂二丁目 鉄建設株式会社	宗 岡 雄
工 期	昭和46年8月10日	平 井 政 秀
議案第七二号	岡垣町中央公民館防音新築換気	会計補正予算(第二号)
除湿工事請負契約について	岡垣町議会委員会条例の一部を 改定する条例	議案第八一號
契約金額	二、〇〇〇万円	岡垣町議会委員会条例の一部を 改定する条例
契約の相手方	福岡市大名一丁目 三兄弟空調九州支店	常任委員会委員の異動
工 期	昭和46年8月10日	総務委員長平井政秀(前厚生 經濟)
議案第七三号	岡垣町老人医療費の助成に関する条例の制定について	①自営開拓農 ②海外移住の形態
岡垣町土地改良事業分担金徵收 条例の全部を改正する条例	七〇才以上の国保の被保険者 議案第七四号	③工業技術移住、電気、電子、 機械などの技能工および技術者を せんするものと、現地からの求人 にもとづきあつせんするものとが あり、いずれも現地企業(日系企 業だけでなく外國系企業もある) が雇用するものです。雇用期間が 終わると独立する道が開かれています。
岡垣町国民健康保険条例の一部 を改正する条例	議案第七五号	④示談の交渉をするときは、その 相手方をたしかめて損害の賠償責 任者を相手とすること。
助産費補助五、〇〇〇円を 一〇、〇〇〇円に改正	川原清彦氏が決定 に就任されたのでその後任に 議員平井政秀氏が総務委員長 に就任されたのでその後任に 花井そ葉栽培青年と南伯、北伯雇 用農などを含め、海外移住事業團 在外支部があつせんし、農場主が 雇用するものです。雇用契約期限 が終わると家族雇用農と同様に独 立する道が開かれています。	⑤加害者の賠償能力を豫め調査を しておくこと。
議案第七六号	(註)借地農主雇用主または農 場主から耕地を借用し、當農利益 から土地代金などを支払うシステム です。分益農は一定の条件で當	⑥加害者が強制保険及び任意保険 に加入しておるかどうかを調査し ておくこと。
特別会計決算認定について 議案第七七号	議案第八二号 教育委員会委員の任命について	⑦強制保険の保険金は示談金に含 めるかをはつきりしておくこと。
議案第七七号	岡垣町大字吉木一六二八	⑧示談金が確定した場合は、加害 者(保険契約者)が加入しておる 任意保険は、強制保険から支払わ れるかをはつきりしておくこと。
昭和四五年度岡垣町土水道事業	議案第八二号 鷲尾損見(再任)	⑨示談をする場合には、損害の治 癒の状況をはつきり見極めてから 書を作り双方一通あて持つておく こと。

## 知識を深めよう (2)

2、海外移住の形態  
ですが、受け入れ国および移住先の事情によって、若干相違があります。

### 1. 計画移住

- (1) 自営開拓農
- (2) 海外移住の形態
- (3) 工業技術移住、電気、電子、機械などの技能工および技術者をせんするものと、現地からの求人にもとづきあつせんするものとがあり、いずれも現地企業(日系企業だけでなく外國系企業もある)が雇用するものです。雇用期間が終わると独立する道が開かれています。

### 2. 海外移住の形態

移住の形態はおよそ次のとおりですが、受け入れ国および移住先の事情によって、若干相違があります。

### 3. 工業技術移住、電気、電子、機械などの技能工および技術者をせんするものと、現地からの求人にもとづきあつせんするものとがあり、いずれも現地企業(日系企業だけでなく外國系企業もある)が雇用するものです。雇用期間が終わると独立する道が開かれています。

### 4. 示談の交渉

相手方をたしかめて損害の賠償責任者を相手とすること。

### 5. 加害者の賠償能力を豫め調査を

しておること。

### 6. 加害者が強制保険及び任意保険に加入しておるかどうかを調査し

ておくこと。

### 7. 強制保険の保険金は示談金に含めるかをはつきりしておくこと。

### 8. 示談金が確定した場合は、加害者(保険契約者)が加入しておる任意保険は、強制保険から支払われるかをはつきりしておくこと。

### 9. 示談をする場合には、損害の治癒の状況をはつきり見極めてから書を作り双方一通あて持つておくこと。

### 10. 示談が成立した場合には、示談書を作り双方一通あて持つておくこと。

## 交通事故にあつた場合心得ておきたい事

(1) ①傷害の程度如何にかかわらず最寄りの派出所に届け出ること。  
②警察署の事故現場の実地検証には、必ず関係者が立ち合うこと。  
③損害賠償につき加害者と示談する場合  
④示談をする場合には、損害の治癒の状況をはつきり見極めてから書を作り双方一通あて持つておくこと。

(2) ①示談をする場合には、損害の治癒の状況をはつきり見極めてから書を作り双方一通あて持つておくこと。  
②示談が成立した場合には、示談書を作り双方一通あて持つておくこと。  
③示談をする場合には、損害の治癒の状況をはつきり見極めてから書を作り双方一通あて持つておくこと。  
④示談が成立した場合には、示談書を作り双方一通あて持つておくこと。

するため加害者と示談をする前に先ず福岡県の交通事故相談所(福岡県庁内)市町村役場或は交通事務所で、事故処理についての予備知識をつけておくこと。

(5) 加害者側との示談が成立せず損害賠償問題が解決しない場合

① 加害者の自動車が加入している損害保険会社を通じて自動車算定会査定事務所に被災者から損害賠償額支払請求書を提出し、直接請求すること。

② 加害者の自動車が加入している損害保険会社を通じて自動車算定会査定事務所に被災者から損害賠償額支払請求書を提出し、直接請求すること。

③ 強制保険の損害賠償額の内容

④ 「死亡」による損害

⑤ 生存していたならば将来得られたはずの収入、葬儀費、遺族慰謝料等を一括して死亡者一人につき最高500万円まで。

⑥ 死亡するまでの傷害による損害

⑦ 害1人につき最高50万円まで

⑧ 傷害による損害

⑨ 救助検索費、治療関係費、慰謝料、休業補償費の合計に対し

て1人につき最高50万円まで

慰謝料は治療実日数1日につき千円、休業補助費1日につき七百円ただし七百円以上の休業損害が証明できる場合1日につき最高三千円まで。

⑩ 障害の程度に応じて等級により一人につき第1級500万円から第14級19万円まで。

⑪ 仮渡金制度  
被災者は損害賠償額の前払いと

してけがの場合1人につき程度に応じて1万円、5万円、10万円の3段階死亡の場合1人につき50万円の仮渡金を保険会社に請求できる。

#### ⑫ 内払金制度

被災者は治療が長びてその間

の損害が10万円以上になつたときは、10万円刻みに保険会社に内払

金の請求ができる。また加害者も請求できる。

⑬ ひき逃げなどされた場合の補償

ひき逃げされた場合、無保険者、盜難車等にひかれた場合は法律によつて政府が補償します。被災者の請求はどここの損害保険会社でも受付ます。

#### ⑭ 保険金請求権の時効

被災者の場合は事故が起つてから2年以内、加害者の場合は被

害者に損害賠償の支払いをした日から2年以内に保険会社に請求

しないと時効になる。ひき逃げなどの場合も事故が起つてから2年であります。後遺障害については後遺症が確定した日から2年です。

//交通事故の事後処理の相談については簡単なものは「福岡富士ビル内法人福岡県交通事故被災者協会」に相談して下さい。TEL 092-78-4314!!

## 獵銃などの許可 更新を忘れずに

獵銃や空氣銃を持つてある方は

5年ごとに所持許可の更新を受けなければなりません。

【昭和41年に所持許可を受け、今後引き続いて持つとする人は12

月1日から12月16日までの間に次

の書類を住居地の警察署に提出して下さい。

○獵銃等所持許可更新申請書・本人の写真(2通・2枚)

○精神病者、または麻薬や大麻の中毒者でないことを証明する医師の診断書

② 今後引き続ぎ銃を持つ意志のない人(更新しない人)は必ず警察に連絡し、銃を譲り渡すか、廃棄するなどの処置をして許可証は返納しなければなりません。

更新の手続は地元警察署の防犯課で取扱っていますので、詳しいことは海老津派出所、駐在所にお尋ね下さい。

2 むりなスケジュールのドライブはやめましょう。

【できるだけ遠くに行こう】

【できるだけ多くを見よう】

【できるだけ運転はしないよう注意しましょう】

【わき見運転は運転などの事故に直結します。車を運転するとき前をよく見ることはわかりましたことですが、行楽地のドライブは同乗者と話したりしてわき見運転をするドライバーが多いようです。】

【わき見運転は運転などの事故に直結します。車を運転するとき前をよく見ることはわかりましたことですが、行楽地のドライブは同

乗者と話したりしてわき見運転をするドライバーが多いようです。】

車はあなたが頼りです。あなたがわき見をした瞬間から車はめくらの状態で走ることになり、事故がおこらないのが不思議なくらい

です。

各事業所などでは貸切りバスを

利用した団体旅行も計画されています。

車はあなたが頼りです。あなた

がわき見をした瞬間から車はめくらの状態で走ることになり、事故

がおこらないのが不思議なくらい

です。

4 団体旅行も十分注意して!

各事業所などでは貸切りバスを

利用した団体旅行も計画されています。

車はあなたが頼りです。あなた

がわき見をした瞬間から車はめくらの状態で走ることになり、事故

【自分は酒に強いからこれ位は丈夫と思った】

【車を持って帰らないと翌日不便だから】という動機によるものがほとんどです。行楽期には、開放的な気分になりつい一杯ということがあります。みんなで協力して、飲酒運転を追放しましょう。

【自分は酒に強いからこれ位は丈夫と思った】

【車を持って帰らないと翌日不便だから】という動機によるものがほとんどです。行楽期には、開放

的な気分になりつい一杯ということがあります。みんなで協力して、飲酒運転を追放しましょう。

## 行楽シーズンに備えて

### 1 飲酒運転の防止

飲酒事故を起した運転者の弁解

を聞いてみますと

「少ししか飲んでいないので大丈

夫だと思った」

数	傷者	死 者	件 数	発 生	月 别
3286	48	2357	1	2	3 4 5 6 7 8 9
3361	38	2501	10	11	12
3883	58	2918			
3823	44	2778			
4437	42	3262			
4428	45	3230			
4508	69	3348			
4721	53	3424			
4527	64	3410			
4646	60	3493			
4475	45	3306			
4483	61	3491			
50578	507	37578			

※45年県内月別交通事故発生状況

# 秋の全国火災予防運動始まる!!

統一標語「いま、燃えようとしている火がある」

火災の起りやすい季節となってます。本年の上半期の火災件数焼死者は昨年同期に比べ、いずれも減少していますが、その反面、住宅火災はいずれも増加となっています。

このことから各家庭における日常の防火態勢が叫ばれています。各家庭において親子の話し合いの時間を持つ等して次のことにについて创意工夫と実施の徹底をしましょう。

- (1) 水気使用器具の安全な取り扱いと使用後の点検
- (2) 火気使用場所の整理整頓と付近の可燃物の除去
- (3) 火災危険物品の安全な取扱いと保管
- (4) 就寝前、外出時の火の元点検
- (5) バケツ一杯の水のくみ置きの勧行と必要に応じた消火器の設置
- (6) 避難経路の設定、避難器具の準備等
- (7) 老人、病人、子供等の就寝場所の選定
- (8) 腹房器具(石油ストーブ)の正しい使い方……使用方法、使用場所
- (9) たばこの投げ捨てと寝たばこの所の選定

「ことば」ができるまでには長い歴史経験があり、深い思考が積まれた結果である。『体RAT』

の防止  
遠賀郡消防署電話番号  
火災と救急……(〇九三一)  
予防相談……(〇九三一)  
六九三三〇〇一番

IONALという語はラテン語の英語の rate や ratio といふ語の語源からできたもので、ラテン語の reti は think, count という意味である。合理的などと云う時には「よく考慮され・比較され・計算されたものである」と云う時には「よく考慮され・比較され・計算され」たものである時に歐米では使われる。

## 「合理」について

よく「合理化反対」ということ

ばを聞く。なぜ合理化に反対なの

だらうか。合理化という意味がど

んな意味を持っているのか。この

辺から考えて見ると面白い。日本

人は大昔から親分——見方によ

ては殿様・天皇・上官・両親など

も広い意味で親分とも見れる——

から世話をやいて貰つて生活した

若い親分もあり悪い親分もあつた

合理的など考える暇もなかつたかも

知れない。

× × ×

合理 RATIONAL とは理に

かなつたことであるが、理という

むつかしい理論は別にしてフラン

スでは合理を考える時理論が強調

され、イギリスでは文化の特徴と

して経験が強調される。理論と経

験とは表裏一体のものであつて、

理論のための理論ではない。合理

化反対など云われる時の合理とい

うことばの中には経験実行を考える時に出て来るものと思われる。

「ことば」ができるまでには

長い歴史経験があり、深い思考が

積まれた結果である。『体RAT』

を見て、それがどんな苦労——矛盾や不合理や反対——を消化して成り立つたものであるかを忘れないことであり、また先人の苦労を追憶してよく味わい学ぶことである。自己を述べて他を知らないでいる。そこで教育や政治に就いても合理性が要求され、合理化が必要なことがあるが、事をいそぐあまり、一面を考えて他面を追求し検討することを忘れないようになりたい

委員に選任され、同月二十五日付で教育長に再任された。

さきに小早川愛佳前教育長の残

任期間に鶴尾坦見氏が選任され

いたが任期満了のため、第四回臨時議会において鶴尾坦見氏が教育

行政に対する氏の今後の努力を期待したい。

岡垣町教育委員会  
教育長に  
鶴尾坦見氏 再任

さきに小早川愛佳前教育長の残

任期間に鶴尾坦見氏が選任され

いたが任期満了のため、第四回臨

時議会において鶴尾坦見氏が教育

行政に対する氏の今後の努力を期待したい。

## 野犬

現在する野犬は飼犬であった犬を飼を与えずにはなし食いにしたり小犬の場合は、可愛いが大きくなると可愛いさもなくなる等の理由で捨てられるものが殆んど野犬化しておるようですから不用の犬は野犬化しない中に役場の衛生係に電話で不用犬がおるから取りに来てくれと連絡があれば保健所の捕獲人に知らせて取りに来て貰いますと共にすでに野良犬で人になつておつて捕獲出来るような犬についておつて捕獲出来るます。

尚飼犬は、はなし食いをしないよ

うにして下さい農作物や家庭の植木や草花等に害を与えると言ふ苦

情が出ておりますのでこれも御協

力をお願い致します。住民課

## うまい・岡垣の米

米の需給事情が緩和した今日、消費面からは産米の品質向上が強く要請されていることに鑑み、去る十月六日、遠賀郡農協において八幡農林地城米麦品質改善協議会の主催で、山口大学の山木陽三助教授を招いて、消費者代表、生産者代表、米穀の販売業者、食糧事務所、購販連、町村、農協等の各種団体の代表者が出席し、美味しさづくり座談会が開催され米の品質、食味等について活発な意見の交換がなされた後試食会が催された。試食の方法は、一枚の皿の上に三種類の供試飯をおいて、そ

れぞれが赤青黄と色分けしてありその色ごとに新しい、普通、まずいという審査方法で三十七名の審査員によって行なわれた結果、おなじいというのが黄色（島根米）十八票青（遠賀米）二十票、赤（岡垣米）二十五票といふ結果で、地元岡垣米が好評を得た。

### 産業課



## 「住みよい社会をつくる郵便貯金」

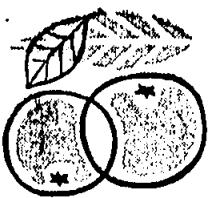
### 俳句

高陽園地 村田中舉子

山蟻の糞て遊ぶあり旅館  
老杉を用みて比古の盆踊

高陽園地 前田四郎

唐辛子色とりくに裏畠  
秋茄子の日毎に太りつややかに



みなさまのおそばで、いつもゆたかなくらしのお手つだいをしていくる郵便貯金は、年々順調な増加を続け、その貯金総額は8兆円をこえる目標に達しています。

この貯金は、国の財政投融資の一環として運用され、みなさまのくらしに関係の深い住宅建設の促進、公害の防止、生活環境施設の整備、農林漁業や中小企業の近代化、文教施設の拡充、道路・港湾・鉄道の建設など社会資本の充実にたいへん役立っています。

豊かなくらしをつくり、明るい社

よいとするものです。

相撲は国技で、脚腰をきたえる

ため発達した。全身運動にもなり体力つくりには最も望ましいもの今の若い人には、大衆の面前で土のつくことは耐えがたいかもしれないし、汗と泥まみれになることは馬鹿らしいかもしれない。が何日間か練習をしただけでも、練習をしていない人より強い。強いという自信が、相撲だけでなく勉強み出す。

選手に出る出ないは別にして、世にも他のことにも優越感として働き、積極性、負ん気、自主性を生み出す。

この運動は、郵便貯金が資金運用

の面で、ゆたかな國づくり町づく

りに大きな役割を果していること

をお知らせして、郵便貯金に対する理解と支援を得

公民館

## 公民館対抗相撲

十月九日、高倉神社で九チーム

が熱戦を繰り広げる。

団体の部

優勝 吉木A

準優勝 波津

三位 三吉

個人一般の部

優勝 山田 豊（高倉）

二位 入江明徳（堀塚）

個人戦中学生の部

優勝 中村辰彦（波津）

個人戦小学生の部

優勝 本田武生（吉木）

× × ×

## 湯川山登山の記

岡垣町報十月号に公民館主催の

湯川山登山の記事を読んで、日頃の念願を果したいと、小学生の足の日を数え待つ思いで雨よ降る

など折りつ、十月十日時間までに集合所に自転車でかけつけたところ何と女供子ばかりでないか。

若者が集まるものと思っていた期待ははづれてガッカリした。

いよいよ出発時間となって歩き始める

めると、女子供の足におくれがちで成田山に参拝、登山の安全を祈願して貰つてこれからが登山の本番。急な石ころ道、年寄りには無理だったと思うが女子供には負けられないと歯を食いしばつて後からついて登る。もしかすると途中で登る。もしかする

が若者ばかりであつたら途中でたばつたであろうが、女子供に助けられて十二時頃頂上にたどりついた。集合所での期待はつれは私のために幸せであったと感謝せねばならん。

この湯川山は私にはふる里の山であり数々の思い出の山である。

約六十年前の山は草千里とはい過ぎになるが、一面の牧草地であつて宗像の田野から牛に太波をつけて一駄切りにこの頂上まで来たこともあった。その頃はあたりに

一本もなく視界は開けて標識は眼下に、晴れた日は沖ノ島から北岐

○野田村	慶應元年	一〇六	
長谷	寛文二年	三〇九	
瀬々町	延宝七年	二九二	
寺ヶ谷	延宝七年	二九一	
大谷	文化六年	二九一	
瀬々町	文化六年	一六二年前	
○萬倉	不詳	一六二年前	
裏ノ谷	寛文二年	三〇九	
猪垣	寛文二年	三〇九	
立田	寛文五年	三〇六	
花木	寛文五年	三〇六	
猿田	寛文五年	三〇六	
金屑	延宝三年	二八七	
裏田	寛延三年	二三二	
大膳坪	慶應三年	二〇四	
山ノ峠、鍋倉下池、鍋倉上池三所	天和四年	二八七	
築立	不詳	二三二	
○上畑	松太尾	文化二年	一五七
○海老津	菜田、石峠	不詳	一五七
蓑原	宝曆七年	一二四	
小島	文化二十三年	一五五	
小竹谷	嘉永五年	一九年前	
山添、後の一所	不詳	一五五	
○戸切	食谷	寛延三年	一二一
	白谷	明和八年	一二〇
	杉谷	文化二十三年	一五五
	榎原、葛原	不詳	一五五
× × ×			

門田堤は吉木は勿論、三吉、新  
松原の灌溉をも満たしている立派  
な溜池だが、これを造るには人柱  
をたてたという噂もある。構築さ  
れたのは寛文五年で、三代将軍  
徳川家光のころ。当時はトロッコ  
で作ったモッコで、土を堤防にか  
つぎ上げたり、スグ（木のソリ）  
に土をのせ牛馬に引かせたかもし  
れない。片方ではどうづき眼を歌  
いながら、どうづき石で土を固め  
たであろう。

昭和二十一年現在、日本全国の  
水田二九五万町歩のうち、河川灌  
溉六八%、溜池灌溉一八%、湖沼  
による灌溉二%、地下水利用五%

となっているが、岡垣のようない  
きな河川のない所では、溜池の果  
す役割は大きい。

昔から百姓に対する年貢（ネング  
今のが税金）とりたては非常にきび  
しかったので、溜池がなくとも稻  
はつくらねば生きいかれなかつ  
たはず。それで依で井樋をつくり  
水稻を耕作したのだろう。

ちなみに記録で一番古い鍋田の  
溜池は寛永一八年で、これも家光  
の頃。

寛永、寛政は三代家光の時代  
天和、元禄は五代綱吉

享保は八代吉宗。寛延、宝曆は九  
代家重の時、

代官は前記以降につくられたので  
載っていない。

これら洩れている堤の建設年月  
や、エピソードを知つておられる  
方は教えて下さい。 —長畑—

名 称	移植適期	具合	ふ や し 方	
			月／旬	月／旬
1、常緑広葉樹類	6月	◎	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×
2、落葉広葉樹類	7月	○	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×
3、その他の葉樹類	8月	○	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×
4、常緑低木類	9月	○	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×
5、落葉低木類	10月	○	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×
6、草花類	11月	○	寒生、さし木、つき木、株分け	○ ×